

平成22年5月20日

保護者の皆様へ

広島翔洋高等学校

低所得者加算支給及び授業料等軽減について（申請のご案内）

平成22年7月から平成23年3月までの間の低所得者加算支給及び授業料等軽減について、ご案内します。別紙（レモン色の用紙）参照のうえ、該当する方は、加算支給届出書、軽減申請書に必要事項を記入・押印のうえ、対象となることを証明する書類を添えて、**6月15日（火）**までに組担任へ提出してください。

4月に手続きされた方も再度手続きが必要です。生活保護を受給している場合は、4月の申請で、翌3月まで1年間対象となりますので、今回の申請は不要です。

なお、5月29日（土）PTA総会の日に、事務室にて個別相談に応じます。

提出書類及び証明書類について >> 申請する場合は①②③すべて提出が必要です。

- ① 高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書（生徒氏名、生年月日、住所、記入者署名を記入）
- ② 授業料等軽減申請書（保護者住所氏名の記入、押印、生徒所属氏名を記入）
- ③ 平成22年度 市（町村）民税・県民税課税台帳記載事項証明書（父母両方必要）
 - ※ 区役所・市役所・町村役場より6月から発行可能
 - ※ 呉市の場合、「市・県民税課税台帳記載事項証明書の所得・課税証明書が必要です。」と請求してください。
 - ※ 証明書にて、税額と扶養状況を確認します。数値が*印などで伏せてある場合確認できないため、記載されているものを各役所で請求してください。
 - ※ **生徒の保護者（父母両方）の証明書を1部ずつ添付**してください。税法上の被扶養者の場合も必要です。（例：母が専業主婦で所得が無い場合も非課税証明書などを提出してください。）
 - ※ 一人親世帯の場合は、証明書類内に記載されている寡婦（夫）控除、または保険証などで確認させていただきます。

対象となるかどうかを確認するためには…

平成22年度市（町村）民税・県民税納税通知書、または平成22年度市（町村）民税・県民税特別徴収税額の通知書で市民税所得割額を確認してください。**父母合計額が18,900円未満の場合対象**となります。詳しくは、裏面と、別紙（レモン色の用紙）をご参照ください。

対象期間 平成22年7月から平成23年3月まで

提出期限 6月15日（火）

決定通知 7月上旬に通知し、7月分授業料から軽減額での口座振替（7月12日）を開始します。

離婚・疾病・失業による収入減等、特別な事情が発生した場合は年度途中いつでも申請できます。学校に申請した翌月から軽減を開始することとなりますので、お早めに学校へ連絡をください。

《お問合せ先》

広島翔洋高等学校 事務室（082-884-1616）

平成22年度就学支援金及び授業料等軽減制度についてのお知らせ

1 こんな制度です

(1) 就学支援金制度について

広島県内の私立高等学校等に在学する生徒の皆さんの授業料について、保護者の皆さんの収入状況に応じて、国がその一部を負担し、家庭の教育負担を軽減する制度です。

(2) 授業料等軽減制度について

広島県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者の皆さんのうちで、経済的理由により学資負担が困難な人を対象として、学校が授業料や入学時納入金を軽減する制度です。

2 対象となる場合は

就学支援金及び授業料等軽減を受けることができるのは、生徒の保護者の皆さんの収入額に係る税額等が次の表に該当する場合です。

就学支援金は、通学されている私立高等学校等が代理受納し、授業料に充当する制度となっています。よって、保護者の皆さんには、就学支援金の額を授業料から控除した額を負担していただくこととなります。(就学支援金を直接皆さんにお渡しすることはありません。)

区分	対象者	就学支援金	授業料等軽減
授業料の軽減	① 生活保護法により生活保護を受けている場合 ② 市町村民税所得割額が非課税である場合	授業料のうち 年額 237,600円	授業料等の 全額
	③ 市町村民税所得割額が18,900円未満の場合	授業料のうち 年額 178,200円	授業料等の 2/3
	④ ①～③に該当しない場合	授業料のうち 年額 118,800円	—
入学時 納入金 軽減	①～③により入学時から授業料等軽減を受けることができる人	—	一律 27,000円

○ 軽減対象となる授業料等の学校納付金の範囲について

授業料だけではなく、施設整備費、実習費など授業料と同様の趣旨のものであると認められる学校納付金については、軽減対象となる経費(授業料等)に含みます。

(※ 保護者が負担する授業料等の学校納付金の額は、軽減後の額(③の場合、授業料等の1/3)となります。)

○ 家計急変について

年の中途に特別の事情[失業、病気、離婚、災害など]のため、上記表①～③と同程度に学資負担が困難と認められる場合は、収入状況により授業料軽減を受けることができる場合がありますので、学校に相談してください。

3 就学支援金の額及び軽減が受けられるかどうか確かめたいときは

(1) 市町村民税所得割額の確認について

給与所得者は、毎年5月下旬頃に勤務先の会社などから渡される市町村民・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）で、自営業の人等は、毎年5月下旬頃に市町村から送ってくる市町村民・県民税納税通知書で確かめられます。また、非課税の人で納税通知をもらっていない場合は、市町村の税務担当窓口で確かめてください。

○ 就学支援金の額及び授業料等軽減対象について

- ・平成22年4月～22年6月分 ⇒ 平成21年度の市町村民税所得割額で決定します。
- ・平成22年7月～23年3月分 ⇒ 平成22年度の市町村民税所得割額で決定します。

(2) その他の対象基準でわからない点があれば、学校へお尋ねください。

4 手続きは次のとおりです

(1) 平成22年7月から平成23年3月までの間の低所得者加算支給及び授業料等軽減を申請する場合は、次の書類を6月15日（火）までに、在学している学校へ提出してください。

ア 高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書

イ 授業料等軽減申請書

（改めて作成する必要があります。ア・イの用紙は、学校に用意してあります。）

ウ 平成22年度市（町村）民税・県民税課税台帳記載事項証明書

（保護者全員の証明書が必要です。）

※ 生活保護を受給している場合は、4月の申請で平成23年3月分まで対象となります。

5 その他

4の申請の手続きとは別に、年の中途に特別の事情〔失業、病気、離婚、災害など〕のため、家計が急変し、学資負担が困難と認められる場合は、授業料等の軽減を受けることができます。この申請はいつでもできますが、原則として、学校に申請した翌月から軽減を開始することとなりますので、手続きなどについて詳しいことは、在学している学校へお尋ねの上、早めに手続きをしてください。